

## 令和2年度第3回多摩市公契約審議会 要点録

### 1 開催日時及び会場

令和3年2月5日（金） 午後3時00分から 第1委員会室

### 2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、萩生田委員、野田委員、佐々木委員  
(欠席：なし)

事務局 櫻田総務契約課長、山田契約係長 佐藤主事

### 3 議題

#### (1) 審議事項

##### ①答申書（その2）（案）について

\*事務局が資料1・2にて内容説明。

##### ○意見等

会長 (1) 令和3年度の公契約条例の適用とする新規対象事業の基本的な考え方について、多摩市公契約条例の制定の際に工事については5千万円以上の案件を対象とすることになっている。根拠については、当時の多摩市の工事発注案件総額の約半分として決定した。いきなり工事発注案件総額の半分以下まで対象にすると事業者への負担増の懸念もあった。

委員 事業者側から現状の対象事業に対して否定的な意見は聞かない。

会長 多摩市公契約条例8条で発注者と受注者の関係が対等であることが大前提であり、事業者側の委員に何うが、コロナ禍である今年度の多摩市からの発注で事業者に無理な発注、無茶な契約変更などがあつたか。

委員 多摩市側と事業者側の団体との間で話し合いの場を設けていて、お互いに対等に協議をすることができている。事業者側の数社に公契約条例関連での要望があるかを聞いたが、今のところ意見は挙がってきていない。

委員 今のところ、設計変更などで意見が受け入れられないと感じたときはない。

会長 多摩市が発注している工事について、履行期間が短かったりするなど事業者から意見が挙がってきているか。

委員 現状は余裕をもった工期で発注されており、多摩市から発注されている案件については、季節によらず年間を通して発注されており、雇用の均等化もされていると感じる。

委員 労働者側とすると、今年度はコロナ禍の影響もあり、労働者の現場での声を聴く機会が少なく、なかなか多摩市公契約条例に対する評価を知るこ

とができなかったので、調査の仕方などの検討を行い、現場の評価を把握していきたい。

会 長 多摩市公契約条例の（適用範囲）第5条4号で「前3号に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの」とあるが、この適用範囲の拡大は必要か。

委 員 現状、拡大する必要はないと感じる。

#### ○審議結果

・資料1の内容で答申することと決定する。

### (2) 報告事項

#### ①令和3年度 公契約条例対象案件について

\*事務局が資料3にて内容説明。

#### ○意見等

特になし

#### ②令和3年度公契約審議会のスケジュール

\*事務局が資料4にて内容説明。

#### ○意見等

委 員 令和2年度は例年5回行っていた審議会がコロナ禍の影響で3回しか開催されなかった。来年度についてもこのコロナ禍の影響が続くとみられるため、労務報酬下限額についての論議が今年度同様少なくなると思われる。そのため、複数年度契約における労務報酬下限額の適用のさせ方など、積み残しになっている課題について、1歩2歩踏み込んだ議論が行えるようにしていくことが重要だと感じる。

会 長 最低賃金の発出の時期を見ながら、日程については臨機応変な対応をしていく。

#### ③令和2年度公契約条例・行政視察の報告について

\*事務局が資料5にて内容説明。

#### ○意見等

会 長 多摩市の公契約条例が都内や近隣市のモデルケースになっている場合が多いため、いつまでもトップランナーとしているように、引き続き、他区市からの視察・質問の対応をお願いしたい。

## 4 閉会